神戸市ゴルフ場農薬指導指針

1 目的

この指針は、神戸市内のゴルフ場で使用される農薬による公共用水域の汚染を防止するため、本市の地域特性を考慮して、ゴルフ場の排出水に係る農薬の指導指針、その他必要な事項を定め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2 対象施設

- (1) この指針は、次に掲げるゴルフ場について適用する。
 - 既設ゴルフ場
 別表1に示すゴルフ場
 - ② 新設ゴルフ場
 - ①以外で、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例(平成29年4月3日公布、以下「開発事業条例」という。)等に則り設置されるゴルフ場(既設ゴルフ場の増設を含む)。
- (2)この指針において、事業者とは、対象施設を経営している者又は今後経営しようとする者をいう。

3. 市の責務

- (1) 指導指針値の設定
 - ① 神戸市(以下「市」という。)は、ゴルフ場で使用される農薬による公共用水域の汚染を防止するため、ゴルフ場の区域から公共用水域に排出する地点における排出水(以下「排出水」という。) の水質保全目標として、指導指針値を定めるものとする。
 - ② 指導指針値は、国の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月27日環水大土発第2003271号。以下「国指針」という。)」別表に定める農薬の区分ごとの水濁指針値及び農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準(平成20年環境省告示第60号において定められているものに限る。以下「水濁基準値」という。)に定められている農薬の区分ごとの国指針値の10分の1を水濁指針値A、2分の1を水濁指針値B、同値を水濁指針値Cとする。また、同項第8号に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(令和2年環境省告示第31号)のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号イの基準(以下「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」という。)において定める基準値(以下「水産基準値」という。)に定められている農薬の区分ごとの国指針値の同値を水産指針値とする。
 - ③ 武庫川水系、加古川水系、明石川水系及び水道水源となる河川の取水施設の上流に立地するゴルフ場については、水濁指針値A及び水産指針値を適用する。
 - ただし、既設ゴルフ場については、新たに本指針に追加した農薬については、当分の間、水濁指針値B及び水産指針値を適用する。
 - ④ 上記③に定めた以外の水系に立地するゴルフ場については、水濁指針値C及び水産指針値を適用する。
 - ⑤ 指導指針値は、今後、国指針、水濁基準値及び水産基準値の改定や科学的知見の集積等によって、 必要に応じて見直すものとする。

(2)農薬に関する情報の提供

市は、ゴルフ場で使用する農薬の使用抑制や毒性の低い農薬、国の動きなど、公共用水域の農薬による汚染の防止に役立つ情報を事業者に提供することとする。

4 事業者の責務

- (1) 毒性の低い農薬の選定、使用農薬の抑制
 - ① 事業者は、毒性(魚毒性を含む。)の低い農薬を選定するとともに、可能な限り農薬使用の抑制に努めなければならない。
 - ② 事業者は、農薬等の使用にあたっては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)、「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する要綱」(平成元年4月1日兵庫県通知)を遵守するとともに、「ゴルフ場の芝生等管理マニュアル」(兵庫県農林水産部)により、殺菌、殺虫及び除草等の目的に応じ、農薬の安全かつ適正な使用に努めるものとする。

(2) 指導指針値の遵守

- ① 事業者は、市の定める指導指針値を遵守するものとする。
- ② 事業者は、ゴルフ場で使用している農薬等を対象に、排出水の調査(以下「水質自主調査」という。)を行うとともに、調査の結果を速やかに市に報告するものとする。

なお、調査項目、調査頻度、報告様式、提出期限等については、「神戸市ゴルフ場農薬指導指針細則(以下「細則」)に定めるとおりとする。

- ③ 事業者は、水質自主調査又は市の行った水質調査において、排出水の農薬の濃度が指導指針値を上回っている場合、速やかに原因の究明に努めるとともに必要な措置を講じるものとする。
- (3) 環境保全対策書の作成

事業者は、ゴルフ場の農薬使用等に関する環境保全対策書を作成し、市に提出するものとする。 なお、記載内容は、別途細則に定めるとおりとする。

(4) 農薬使用計画報告書等の提出

事業者は、毎年、使用農薬についての農薬使用計画報告書及び農薬使用状況報告書を市に提出するものとする。

なお、報告書の提出様式、提出期限等は、別途細則に定めるとおりとする。

- (5) 生物環境の保全
- ① 事業者は、排出水を魚類が生息可能な水質に維持するとともに、調整池等に魚類を飼育し、その 生息状況を定期的に監視するものとする。
- ② 事業者は、調整池等で飼育する魚類に異常が発生した場合は、速やかに市に連絡するとともに、 水質自主調査等により原因の究明に努めるものとする。
- (6) 排水系統の整備及び調整池等の維持管理

事業者は、ゴルフ場の新設にあたっては、開発事業条例に基づき定められた技術基準等に則り設計するとともに、排水系統の集約化に努め、調整池を設置するなど環境保全上の配慮を行うものとする。 また、事業者は、排水系統や調整池等を適切に維持管理するものとする。

(7) 事故防止

事業者は、農薬等による事故を防止するため、農薬取締法等に基づき、安全かつ適正な農薬の使用及び保管・管理を行うものとする。

また、従業員の健康を保護するため、農薬の散布等においては労働安全衛生上適正な措置を講じるものとする。

(8) 事故時の措置

事業者は、農薬等の使用及び保管・管理に伴い事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとる とともに、速やかに市に報告し、事故の回復に努めるものとする。

(9)権利義務の承継

事業者は、ゴルフ場を第三者に譲渡する場合は、譲り受ける者に対し、この指針に定めた事項を十分に説明し、事業者が負担していた義務について、その責を負うことを条件にしなければならない。

5 立入調査等

- (1) 市は、本指針の目的を達成するためゴルフ場に立入調査を行うほか、事業者から農薬の使用等に関し、必要な報告を求めることができる。
- (2) 市は、ゴルフ場周辺における生活環境が損なわれた場合又は損なわれるおそれがある場合は、事業者に対し原因の究明及び必要な措置を講じるよう求めるものとする。

6 勧告等

市は、事業者が4に定める事業者の責務を果たさない場合及び5に定める立入調査等を拒む場合は、 当該事業者に対し、必要な勧告を行うことができるものとする。

この場合において、事業者が市の勧告に従わないときは、その事実を公表することができるものと する。

7 補則

この指導指針に定めるほか、指導指針の施行に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

8 施行期日等

- この指導指針は、平成 3年 9月20日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成 5年 1月21日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成 9年 5月26日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成14年 4月24日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成16年 2月10日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成18年 8月 8日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成22年12月 6日から施行する。 附則

- 1 この指導指針は、平成25年10月25日から施行する。
- 2 この指導指針の施行の際、施行前の指導指針に基づき、現に締結している覚書については、その効力を停止する。

附則

- この指導指針は、平成29年 5月12日から施行する。 附則
- この指導指針は、平成31年 4月 1日から施行する。 附則
- この指導指針は、令和 元年 5月 8日から施行する。 附則
- この指導指針は、令和 3年 1月25日から施行する。 附則
- この指導指針は、令和 5年 4月 1日から施行する。 附則
- この指導指針は、令和 5年 11月 16日から施行する。

別表1

No.	ゴルフ場名	事業者	所在地
1	(社) 芦屋カンツリー倶楽部	(社)芦屋カンツリー倶楽部	659-0002
			芦屋市奥山 1-25
2	(社)神戸ゴルフ倶楽部	(社)神戸ゴルフ倶楽部	657-0101
	六甲山ゴルフ場		灘区六甲山町一ヶ谷 1-3
3	武庫ノ台ゴルフコース	武庫ノ台ゴルフ(株)	651-1503
			北区道場町生野字北山
4	(株)チュウブ北神戸ゴルフ場	(株)チュウブ	651-1511
			北区長尾町宅原大味谷 1706 番地
5	北六甲カントリー倶楽部	星田ゴルフ(株)	651-1522 北区大沢町上大沢 1982 番
			651-1341
6	ダンロップゴルフコース	柏泉グリーン開発(株)	北区八多町深谷字梁ヶ谷 1025 番の 1
7	神有カントリー倶楽部	PGM プロパティーズ (株)	651-1353
			北区八多町吉尾 991 の 1
8	兵庫カンツリー倶楽部	兵庫カンツリー倶楽部 (株)	651-1252
			北区山田町原野鹿見山
9	有馬ロイヤルゴルフクラブ	兵庫開発(株)	651-1616
			北区淡河町北畑 571 番地
	六甲国際ゴルフ倶楽部	(株)タイセイ	651-1263
10			北区山田町西下字押部道 15 番地
	六甲国際パブリックコース	六甲国際(株)	651-1263
		, I BIM (MV	北区山田町西下押部道 16番地の1
11	明石ゴルフ倶楽部	新日本観光(株)	651-2231
			西区櫨谷町寺谷 1217
12	大神戸ゴルフ倶楽部	新日本観光(株)	651-2232
			西区櫨谷町友清 157 655-0005
13	垂水ゴルフ倶楽部	垂水ゴルフ倶楽部	555-0005 垂水区潮見が丘2丁目2番1号
14	しあわせの村すずらんゴルフ場	東光ローンコンサルタント(株)	651-1243
			北区山田町下谷上字中一里山 14-21
15	ロータリーゴルフ倶楽部	(株)アコーディア・ゴルフ	651-1602
			北区淡河町南僧尾 1679-1
16	神戸パインウッズゴルフクラブ	(株)アコーディア AH02	651-1512
			北区長尾町上津 4618
17	隨縁カントリークラブ	(株) 隨縁リゾート	651-2108
	西神戸コース		西区伊川谷町前開 700番
18	神戸カントリー倶楽部	栄開発(株)	651-1264
	神戸コース		北区山田町衝原 51